

B-7 客室・寝室

整備の基本的な考え方

- (1) 宿泊機能を持つ施設においては、高齢者や障害者などに配慮した客室、寝室を設ける。その他の客室においても、出入口の段差解消等基本的な整備を行う。
- (2) 視覚障害者や聴覚障害者への施設利用案内（緊急時、非常時を含む。）や周知に配慮する。
- (3) 車いす使用者に配慮した客室、寝室においては、移乗の安易さ、横になりたい時の利用を配慮して、ベッド使用が望ましい。また、車いすが回転するためのスペース、車いすで使用可能なトイレ、洗面所、浴室を併設する。

【客室・寝室全般】

① 諸設備

○聴覚障害者に配慮した構造の電話機又はファクシミリ等を設けることが望ましい。	【建築標準(客室)】
○客室内にテレビを設置する場合には、聴覚障害者に配慮し、文字放送に対応できるものとするのが望ましい。	【建築標準(客室)】
○聴覚障害者に配慮し、光や振動で情報を伝達する装置を設けることが望ましい。(コール、ドア、電話、アラームなど)	【建築標準(客室)】
○戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとするのが望ましい。	【建築標準(客室)】
○鍵は、車いす使用者等にも使いやすいよう高さに配慮し、カード式の鍵は避けることが望ましい。	【県指針(客室)】
○客室の床には、原則として段差を設けない。客室の一部に和室や畳の小上がりスペース等を設ける場合、車いす使用者が容易に移乗できるよう、畳上面等(段差)を40cm~45cm程度(車いすの座面の高さと同程度)とするのが望ましい。	【建築標準(客室)】
○壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には面取りをする、保護材を設ける等、危険防止に配慮することが望ましい。	【建築標準(客室)】
○アイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、床から100cm~120cm程度(車いす使用者の目線の高さ)程度の高さに設けることが望ましい。又は、戸の付近にカメラ付きインターホンを設けることが望ましい。	【建築標準(客室)】
○錠(電気錠を含む)は、施錠の操作がしやすいものとし、操作がしやすい高さに設けるとともに、緊急の場合には廊下側からも解錠できるものとするのが望ましい。	【建築標準(客室)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

② 表示

- 出入口のドアには、視覚障害者に配慮して、点字表示をすることが望ましい。(JIS T 0921にあるようにアラビア数字に限り、点字表示の代わりに字形を浮き出させ、数字、ドアとの色相及びコントラストを明確に表すことができる。)
- 出入口には、弱視者に配慮して、地と文字の色対比に留意し、太線の大きな文字を用いた室名や部屋番号を近寄って見ることが出来る位置に表示することが望ましい。
- 客室・寝室のスイッチ類には点字表示を行うことが望ましい。
- 室名表示の設置高さは、床から 140～150cm 程度とすることが望ましい。

【建築標準(客室)の強化】

【県指針(客室)】

【建築標準(客室)】

③ その他

- 浴室、トイレ、洗面所などには、非常呼び出しボタンなどを設けることが望ましい。
- 聴覚障害者の利用を考慮し、フラッシュライト及びバイブレーターにより情報を伝達する非常警報装置を設置することや貸出しすることが望ましい。
- 緊急通報ボタンを押したことが、音声による案内のほか、フラッシュライト等の点灯等により客室内外で視認できることが望ましい。

【建築標準(客室)】

【建築標準(客室)】

【建築標準(客室)】

【車いす使用者に配慮した客室・寝室】

→図 I-57

① 設置数

- ◎客室の総数が 50 以上の場合は、車いす使用者用客室を客室の総数の 1% (その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) 以上設ける。
- 客室総数が 200 以下の場合、総数の 2%以上、客室総数が 200 を超える場合は、総数の 1%に 2 を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。
- 客室総数が 50 未満の場合は、1 以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。

【政令第 15 条第 1 項】

【建築標準(客室)】

【建築標準(客室)】

② スペース

- ◎車いすで出入口からベッド横まで移動・回転できるスペースを確保する。
- 最低 2 ベッド分並べられ、車いすでの移動・回転ができるスペース (150cm ×150cm 以上) を確保することが望ましい。(ベッドまわり、入口まわり、トイレ・洗面・浴室内)

【建築標準(客室)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>○車いす使用者の戸の開閉のため、客室出入口の戸が内開き戸や引き戸の場合には、戸の取っ手側に、袖壁の幅 45cm 程度以上の接近スペースを設けることが望ましい。</p> <p>○便所・浴室等の出入口に至る車いす使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm 以上とすることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(客室)】</p> <p>【建築標準(客室)】</p>
<p>③ ベッド</p>	<p>→図 I - 56</p>
<p>◎ベッドの高さは、車いすの座面の高さ（40cm～45cm）程度とする。</p> <p>○介助者を考慮して、ベッドは2以上設けることが望ましい。</p> <p>○ベッドの下に、車いすのフットレストが入るようにすることが望ましい。</p> <p>○ヘッドボード高さは、マットレス上面より 30cm 以上することが望ましく、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとすることが望ましい。</p> <p>○ベッドサイドキャビネットの高さは、マットレス上面より 10cm 程度高くすることが望ましい。</p> <p>○室内の回転スペース又は転回（方向転換）スペース及びベッドへの移乗スペース（有効幅員 80cm 以上）を確保するために客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避けることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(客室)】</p> <p>【建築標準(客室)】</p> <p>【建築標準(客室)】</p> <p>【建築標準(客室)】</p> <p>【建築標準(客室)】</p>
<p>④ 床</p>	
<p>◎床面は、滑りにくい仕上げとする。</p> <p>◎車いすの操作が難しくなるため、毛足の長いじゅうたんなどは避ける。</p> <p>◎出入口や車いすの通路となる部分に段差その他の障害物がないように配慮する。</p>	<p>【建築標準(客室)】</p> <p>【建築標準(客室)】</p> <p>【建築標準(客室)】</p>
<p>⑤ トイレ</p>	
<p>◎トイレは次に掲げるものとする。（当該客室が設けられている階に同じ設備を有する共用のバリアフリートイレまたは車いす使用者も使用できる広さの便房が設置されている場合は、それで代替することもできる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレの出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。 ・戸を設ける場合には、自動式引き戸または手動式引き戸とし、かつ、その前後に高低差を設けない。 ・施錠の操作がしやすく、緊急の場合は、外部からも解錠することができるようにする。 ・レバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面器を設ける。 ・車いす使用者等が円滑に利用できるよう十分な空間を確保する。 ・便器は、洋式とし、手すりを設ける。 	<p>【政令第15条第2項第1号・ 県規則第28条第2項第2号】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

- 車いす使用者等が円滑に利用できるように、下記のいずれかの空間を確保することが望ましい。
- ・車いす使用者が 360 度回転できる直径 150cm 以上の円が内接できるスペース
 - ・車いす使用者が 180 度転回（方向転換）できる 140cm×140cm 以上のスペース
- なお、全体計画や客室タイプ等により、やむを得ず、上記のいずれのスペースも設けることができない場合には、車いす使用者が腰掛け便座等に移乗しやすいように、幅 80cm×奥行き 120cm 以上のスペースを設けることが望ましい。
- 開き戸の場合には、戸が 90 度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。
- 洋式便器の横壁面に便器洗浄ボタン・ペーパーホルダー・非常呼出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026 に基づく配置とすることが望ましい。

【建築標準(客室)】

【建築標準(客室)】

【建築標準(客室)】

⑥ 浴室・シャワー室

- ◎浴室又はシャワー室は次に掲げるものとする。（同じ設備を有する共用の浴室等があれば、それで代替することもできる。）
- ・出入口の有効幅員は 80cm 以上とする。
 - ・戸を設ける場合には、自動式引き戸または手動式引き戸とし、かつ、その前後に高低差を設けない。
 - ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。
 - ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
 - ・出入口から浴槽又はシャワー設備までの床面には段を設けない。
 - ・車いす使用者等が円滑に利用できるよう十分な空間を確保する。
 - ・浴槽のわきに、車いすから乗り移ることのできる、浴槽に滑りながら移動できるような平面を設ける。
- 車いす使用者等が円滑に利用できるように、下記のいずれかの空間を確保することが望ましい。
- ・車いす使用者が 360 度回転できる直径 150cm 以上の円が内接できるスペース
 - ・車いす使用者が 180 度転回（方向転換）できる 140cm×140cm 以上のスペース
- なお、全体計画や客室タイプ等により、やむを得ず、上記のいずれのスペースも設けることができない場合には、車いす使用者が浴槽や入浴用いす等に移乗しやすいように、幅 80cm×奥行き 120cm 以上のスペースを設けることが望ましい。

【政令第 15 条第 2 項第 2 号・
県規則第 27 条第 1 号・第 28
条第 2 項第 3 号】

【建築標準(客室)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

○浴槽は、和洋折衷を標準とし、深さは、50cm程度とすることが望ましい。エプロンの高さは、洗い場から40cm～45cm程度とし、浴槽への出入りのためにいったん腰をのせることのできる同一レベルのスペースを設ける。	【建築標準(浴室(個室用))】
○原則としてハンドシャワーとすることが望ましい。	【建築標準(客室)】
○シャワー室・洗い場付き浴室の場合には、シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。	【建築標準(客室)】
○入浴用いす、シャワー用車いす、壁掛け式折りたたみいすのいずれかを備えることが望ましい。	【建築標準(客室)】
○入浴用いす等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし、高さを調整できるものとするが望ましい。	【建築標準(客室)】
○上下2か所にシャワーヘッド掛けを設ける場合には、低い位置のシャワーヘッドかけは、入浴用いす等に座った状態で手が届く高さに設けることが望ましい。	【建築標準(客室)】
○浴槽を設ける場合には、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けることが望ましい。	【建築標準(客室)】
○洗い場やシャワー室を設ける場合には、入浴用いす等に座った状態で手が届く位置に、立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けることが望ましい。	【建築標準(客室)】
○洗い場の水栓金具の取り付け高さは、入浴用いす等から手が届く位置とし、浴槽の水栓金具の取り付け高さは浴槽に座った状態で操作可能な位置とすることが望ましい。	【建築標準(客室)】
○水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとするが望ましい。	【建築標準(客室)】
○サーモスタット(自動温度調節器)付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとするが望ましい。	【建築標準(客室)】
○サーモスタット(自動温度調節器)には、適温の箇所に認知しやすい印等を付けることが望ましい。	【建築標準(客室)】
○車いすでの移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにすることが望ましい。	【建築標準(客室)】
○一般客室の浴室等と同様の快適性を確保できるよう、内装仕上げ材・部品・設備機器の選定・工夫、色彩・照明計画等に配慮することが望ましい。	【建築標準(客室)】

⑦ 洗面器等(トイレ、洗面脱衣室、客室内に設ける場合を含む)

○洗面器下部に車いす使用者の膝が入るよう、洗面器下部のスペースは高さ65cm程度とすることが望ましい。	【建築標準(客室)】
---	------------

【凡例】◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

○水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとするのが望ましい。	【建築標準(客室)】
○吐水口の位置は、洗面器の手前縁から 30cm 以内とするのが望ましい。	【建築標準(客室)】
○鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から 100cm 以上の高さとするのが望ましい。	【建築標準(客室)】
⑧ 諸設備	
◎コンセント、スイッチ、収納棚などは、車いすでの使用にも適する高さ及び位置とする。	【建築標準(客室)】
○コンセント、スイッチは高さ 40cm～110cm 程度の範囲内が望ましい。	【建築標準(客室)】
◎照明は、ベッド上から操作できるものとする。	
○室内にカウンター・ライティングデスクを設ける場合、床からの上端高さは 70cm～75cm 程度、下端高さは 65cm～70cm 程度、奥行きは 45cm 以上とするのが望ましい。	【建築標準(客室)】
○車いす使用者用客室にバルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等を設けた場合には（以下共通）、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm 以上とするのが望ましい。	【建築標準(客室)】
○バルコニー、テラス等への主要な出入口の戸は、引き戸や引き違い戸等、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造とするのが望ましい。また、その前後に高低差がないものとするのが望ましい。	【建築標準(客室)】
○客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドサイドキャビネットを床に固定することは避けるのが望ましい。	【建築標準(客室)】
○ベッド上から手の届く位置に、緊急通報ボタンを設けるのが望ましい。	【建築標準(客室)】
○照明はリモコンやタブレット等で操作できるものとするのが望ましい。	【建築標準(客室)】
○室内の照明は、間接照明とし、光源が利用者に直接見えないように配慮するのが望ましい。	【建築標準(客室)】
○室内の電話機は、ベッドから手が届く位置に設けるのが望ましい。	【建築標準(客室)】
○スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとするのが望ましい。	【建築標準(客室)】
○スイッチ等及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとするのが望ましい。	【建築標準(客室)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑨ 収納等

- | | |
|--|------------|
| ○収納は、車いす使用者の利用に適した位置とすることが望ましい。 | 【建築標準(客室)】 |
| ○棚の高さは、下端：床から 30cm~40cm 程度、上端：床から 100cm~120cm 程度とすることが望ましい。 | 【建築標準(客室)】 |
| ○ハンガーパイプやフックの高さは、床から 100cm~120cm 程度とするか、高さの調節ができるものとするが望ましい。 | 【建築標準(客室)】 |
| ○棚やクローゼット等を設ける場合、奥行きは最大 60cm 程度とすることが望ましい。 | 【建築標準(客室)】 |
| ○収納の形状は、車いす使用者が容易に接近できるものとするが望ましい。 | 【建築標準(客室)】 |
| ○戸を設ける場合、取っ手は、高齢者、障害者等が使い易い形状のものとするが望ましい。 | 【建築標準(客室)】 |

図 I - 56 ベッドの高さ

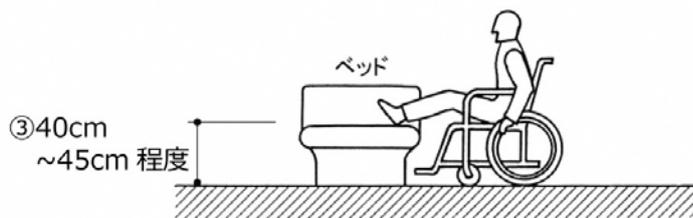
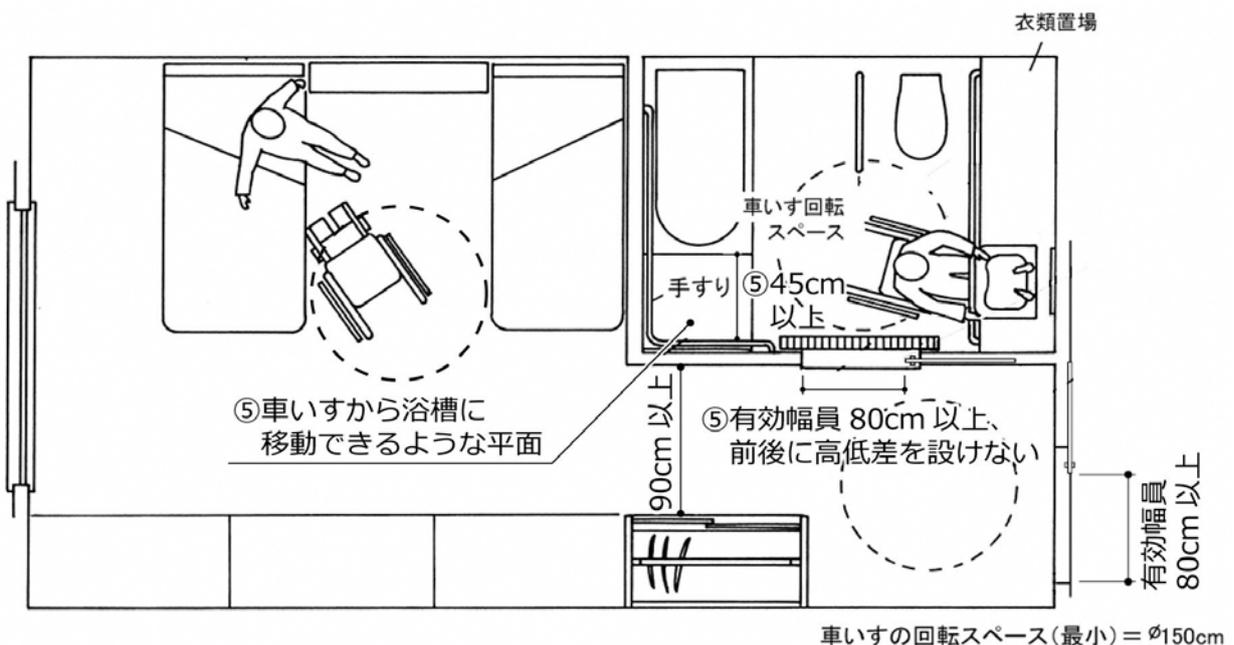


図 I - 57 車いす使用者に配慮した客室の設置イメージ



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

B-8 観覧席・客席

整備の基本的な考え方

- (1) 出入口から容易に到達でき、車いすからの観覧や非常時の避難がしやすい位置に、車いす使用者に配慮された観覧席、客席スペースを設ける。
- (2) 施設の規模や利用の頻度を考慮し、視覚障害者に配慮した設備（音声情報案内装置等）や聴覚障害者に配慮した設備（集団補聴装置等）を設けることが望ましい。

① 車いす使用者に配慮された観覧スペース

→図 I-58

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◎車いす使用者用観覧スペースを客席のいすの数（母数には可動席スペースを含む）の200分の1以上設ける。 ○車いす使用者用観覧スペースを客席のいすの数（母数には可動席スペースを含む）の100分の1以上設けることが望ましい。 ◎1席あたりの車いす使用者用観覧スペースは、間口90cm、奥行き150cm程度とする。 ◎車いす使用者用観覧スペースは、出入口から段差なく容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置（周囲の観客が立ってもステージを見ることができるようにサイトライン（ステージなどを見ることができる視野の限界線）が確保されている位置）に設ける。 ○車いす使用者用観覧スペースから出入口までの通路の幅員は140cm以上とすることが望ましい。 ◎車いす使用者用観覧スペースの部分及びその接する部分の床面は水平とし、表面は滑りにくく平坦な仕上げとする。 ○車いす使用者用観覧スペースは、通路と接し、かつ舞台側に設けることが望ましい。 ○転落防止を考慮し、ストッパーまたはキックプレートを設けることが望ましい。 ○介助者用の座席も車いす使用者用観覧スペースに隣接して設けることが望ましい。 ○車いす使用者用観覧スペースは、一つのエリアに集中させず、他の観客同様、様々な販売価格、観覧方向、エリアから選べることを望ましい。 ○車いす使用者用観覧スペースは、少なくとも同時に2以上の車いす使用者が利用できる専用スペースとして確保することが望ましい。 ○車いす使用者用観覧スペースの床面又は手すり等には、車いす使用者用観覧スペースであることを座席番号とともに表示することが望ましい。 | <ul style="list-style-type: none"> 【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】 【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】 【県指針（客席）】 【県規則第22条第2号の強化】 【県指針（客席）】 【県規則第22条第3号】 【県指針（客席）】 【県指針（客席）】 【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】 【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】 【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】 |
|--|---|

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

② 音声・視覚による情報設備

- ◎劇場等においては、難聴者の利用を考慮し、ヒアリングループ（磁気ループ）、赤外線補聴システム、FM補聴システムなど、集団補聴装置を電波障害等の状況を確認のうえ設ける。
- 劇場等以外の施設においても、同様の集団補聴装置を設けることが望ましい。
- 視覚障害者用音声情報案内装置等（音声ガイドの端末などの音声案内を行う装置等）を設けることが望ましい。
- 舞台もしくは客席周囲に要約筆記用スペースを確保することが望ましい。

【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】

【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】

【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】

【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】

③ 座席

- 通路側の座席のひじかけは、高齢者や障害者などが使いやすいよう、跳ね上げ式や水平可動式にすることが望ましい。
- 多数の車いす使用者の観覧に配慮し、座席のいくつかを取りはずし可能な構造とすることにより、車いす使用者用観覧スペースを増設できるようにすることが望ましい。なお、増設した車いす使用者用観覧スペースについては、固定の車いす使用者用観覧スペースと同様に、車いす使用者が出入口から段差なく容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置とする。
- 観覧席・客席の座席番号、行・列等の表示は、わかりやすく読みやすいように、大きめの文字を用いるほか、色づかい・コントラスト、点字の併記、取り付け位置等に十分配慮したものとすることが望ましい。
- 場内の両壁面に手すりを設けることが望ましい。
- 観覧席・客席の前後の段差が大きい場合には、舞台等への視線の妨げにならない範囲で、縦通路沿いに、転倒・転落防止のための手すりや手がかりとなる部材・部品等を設けることが望ましい。

【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】

【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】

【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】

【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】

【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】

④ 視覚障害者誘導用ブロック

- 観覧席に設ける急勾配の階段の降り口には、注意を促すため点状ブロックを敷設することが望ましい。

⑤ 聴覚障害者に配慮した設備

- 手話通訳スポット設備、要約筆記（関連）設備等の聴覚障害者に配慮した設備が使用しやすいよう、コンセントを設けることが望ましい。（床に埋め込み式のものが使いやすい）
- 手話通訳スポット設備は、会場が暗転した場合にも観客から見えるよう、頭上から照らす形式のものとすることが望ましい。
- 舞台上の手話通訳者や、司会者・解説者等の動作が観覧席・客席から容易にわかるよう、照明（スポットライト等）や適切なコントラストの背景幕を設けることが望ましい。

【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】

【県指針（客席）】

【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>○聴覚障害者等の観劇・観覧等に配慮し、舞台等には、字幕・パソコン要約筆記等の文字情報等や手話通訳者の映像を表示するための、スクリーン・電光表示板・ディスプレイ等の配置やプロジェクター等の機器設置スペースを確保することが望ましい。</p> <p>○スクリーン・電光表示板・ディスプレイ等の位置は、観覧席・客席から容易に見ることができる位置とすることが望ましい。</p> <p>○観覧席・客席には、字幕等の作成・操作のための機器等を設けたスペースを設けることが望ましい。(他の作業を行うスペースと兼用する場合には、作業が交錯しないよう配慮する。)</p> <p>○楽屋・控室等には、非常時の情報や開演・集合時間等の文字情報を表示するディスプレイ等を設けることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(劇場、競技場等の客席・観覧席)】</p> <p>【建築標準(劇場、競技場等の客席・観覧席)】</p> <p>【建築標準(劇場、競技場等の客席・観覧席)】</p> <p>【建築標準(劇場、競技場等の客席・観覧席)】</p>
<p>⑥ 舞台・楽屋</p> <p>○車いす使用者等が容易に舞台上がれるよう、段の無い通路を確保(段がある場合にはスロープを設置)することが望ましい。</p> <p>○車いす使用者等が利用しやすい楽屋、控室、付帯する設備、通路、出入口等に十分配慮することが望ましい。</p>	<p>【建築標準(劇場、競技場等の客席・観覧席)】</p> <p>【建築標準(劇場、競技場等の客席・観覧席)】</p>
<p>⑦ 案内表示</p> <p>○観覧席・客席の通路に設ける避難経路や便所位置を示す案内表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとし、取り付け位置、照明等に配慮したものとすることが望ましい。</p> <p>○案内表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。</p> <p>○避難経路等の重要な案内表示は、上演中等に通路照明が消えることに十分配慮したものとすることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(劇場、競技場等の客席・観覧席)】</p> <p>【建築標準(劇場、競技場等の客席・観覧席)】</p> <p>【建築標準(劇場、競技場等の客席・観覧席)】</p>
<p>⑧ 照明</p> <p>○上演時間以外は、観覧席・客席の照度を十分確保することが望ましい。</p> <p>○歩行の安全を図るため、観覧席・客席が暗い場合には、劇場等の演出運営に配慮した上で通路にフットライト等を設けることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(劇場、競技場等の客席・観覧席)】</p> <p>【建築標準(劇場、競技場等の客席・観覧席)】</p>
<p>⑨ 通路</p> <p>○通路に段を設ける場合にあっては、高齢者や視覚障害者等が段を認知しやすいよう段鼻・踏面・蹴上げを識別しやすい明度差とし、また適度な床面照度と視認性を確保することが望ましい。</p> <p>○通路に設ける段は、同一の蹴上げ・踏面寸法による構成とし、十分な寸法の踊り場を確保する。</p>	<p>【建築標準(劇場、競技場等の客席・観覧席)】</p> <p>【建築標準(劇場、競技場等の客席・観覧席)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

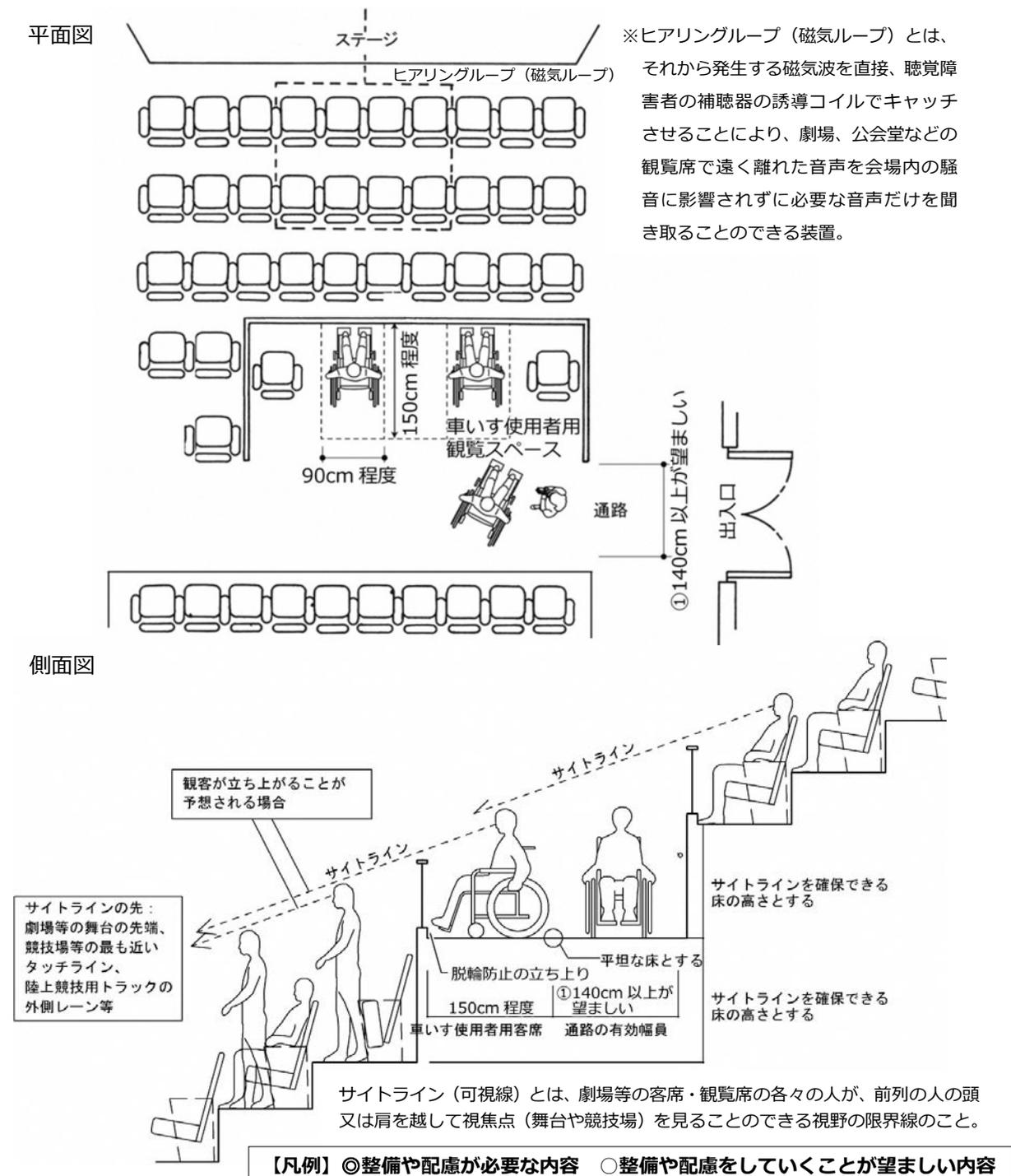
⑩ その他

○車いす使用者用観覧スペース以外にも下記のような観覧室や観覧スペースを設けることが望ましい。

- ・乳幼児連れなどでも周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室
- ・車いす使用者以外の障害者などが観覧しやすい付加アメニティ座席（前方や後方のスペースを通常より広く取った座席）

【建築標準（劇場、競技場等の客席・観覧席）】

図 I - 58 車いす使用者用観覧席イメージ



劇場・イベント開催時での配慮例

1 映画の音声案内や字幕（視覚障害者・聴覚障害者向け）

・音声案内（シーンボイスガイド）

視覚障害者が映画を楽しめるよう、映画の流れに沿って場面の状況などを音声で説明するものです。通常の映画の音声・効果音とともに場内に流すオープン方式と、ガイドを必要とする人にのみイヤホンを通して聞いてもらうクローズ方式があります。

・字幕

聴覚障害者が映画を楽しめるよう、映画に聴覚障害者向けの字幕を表示するものです。洋画の日本語字幕はセリフの日本語訳が表示されるだけですが、聴覚障害者向けの字幕では、セリフを誰がしゃべっているのかを説明する字幕、セリフ以外の音や場面の状況などを説明する字幕なども表示します。

2 集団補聴装置（聴覚障害者（難聴者）向け）

難聴者や聴力が弱っている人が音声を聴き取れるよう、周囲の雑音を抑えて音声を届ける集団補聴装置があります。集団補聴装置にはヒアリングループ（磁気ループ）、赤外線補聴システム、FM 補聴システムなどがあり、それぞれの装置の特性から長所や短所もあります。

・ヒアリングループ（磁気ループ）（3つの方式の中では最も普及している。）

特徴	<p>音声を磁気に変換し、各個人の補聴器（Tモードに切り替えられるTコイル対応の補聴器）で聴き取る方法です。</p> <p>音声を磁気に変換するヒアリングループ（磁気ループ）には、予め床等に埋設した常設型と、持ち運び可能な磁気発生アンプと巻き取り式のワイヤーにより必要な場所に設置できる移動型があります。</p> <p>ヒアリングループ（磁気ループ）の設置場所や対応機器を示すものとして、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が定めた「ヒアリングループマーク」があります。</p>	
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・専用の受信機は必要なく、補聴器をTモードに切り替えるだけでよい。 ・騒音や部屋の反響に影響されずに音声を伝える。 ・ループが敷設されている室内では、どこに移動してもそのまま利用できる。 ・移動型はループの設置されていない部屋や屋外でも利用できる。 	
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・他の2つの方式に比べて音質が劣る。 ・周辺にある家電製品の電磁波の影響を受けやすい。 ・受信者の姿勢（補聴器の位置・高さ・角度）により感度が変化する。 ・各個人の補聴器を使用するため、個別の感度調整が難しい。 	

なお、名身連聴覚言語障害者情報文化センターを通じて移動型のヒアリンググループ（磁気グループ）を借りることもできます。

社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会

名身連聴覚言語障害者情報文化センター（中村区中村町 7-84-1）

TEL 052-413-5885 FAX 052-413-5853

<http://www.meishinren.or.jp>

※トップページから聴覚言語障害者情報文化センターを選択してください。

・赤外線補聴システム

特徴	音声を光（赤外線）に変換し、専用のレシーバーで聴き取る方法です。
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリンググループ（磁気グループ）に比べると音質がよい。 ・赤外線は壁を通過しないので、他の部屋との混信がない。 ・発光設備さえあれば、同じレシーバーでどの部屋でも使える。 ・電波法の規制を受けない。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光のような強い光があると、使用することができない。 ・屋外では利用できない。 ・発光ユニットとの間に遮蔽物があると、音声途切れやすい。

・FM 補聴システム

特徴	音声を電波に変換し、専用受信機を通じてイヤホンや個人用補聴器で聴き取る方法です。（FM ラジオ放送と同じしくみです。）
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリンググループ（磁気グループ）に比べると音質がよい。 ・電波の届く範囲を動き回ることができる。 ・多少の遮蔽物があっても聴き取ることができる。 ・話し手が FM マイクをつけるだけでよく、大きな機材を必要としない。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・受信機や送信機のメンテナンスが他のしくみよりも多くかかる。 ・近くで同様の電波帯域を使用する機器があると混信を起こすことがある。 ・電波法の制限を受けるため、電波到達距離が 30m 程度に限られる。

3 手話通訳・要約筆記（聴覚障害者向け）

聴覚障害者が内容を理解できるよう、手話通訳と要約筆記を配置するものです。要約筆記とは、話している内容を要約し、文字として表示するもので、パソコンで入力した文字をスクリーンに表示させる方法や、ロールシートにペンで書いた文字をスクリーンに表示させる方法があります。聴覚障害者の誰もが手話を分かるわけではありません。手話の分からない聴覚障害者にとっては、要約筆記により理解できるため、手話通訳とともに要約筆記の対応も行うことが望まれます。

なお、名身連聴覚言語障害者情報文化センターを通じて手話通訳者や要約筆記者の派遣依頼をすることができます。（要約筆記者の派遣依頼の際には要約筆記のための機器（パソコン、プロジェクター、スクリーン等）の貸出しにも対応しています。）

社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会
名身連聴覚言語障害者情報文化センター（中村区中村町 7-84-1）
TEL 052-413-5885 FAX 052-413-5853
<http://www.meishinren.or.jp>
※トップページから聴覚言語障害者情報文化センターを選択してください。

4 その他の配慮事例

区画された観覧室や付加アメニティ座席（前方や後方のスペースを通常より広く取った座席）を設置するといった整備以外にも、複数の上演回数があるイベントにおいて、一般向けの上演時間とは別に、ファミリー向けの上演時間を設けることにより、気がねなく観覧できる機会を設ける方法もあります。

B-9 バルコニー・屋上

整備の基本的な考え方

- (1) バルコニーは、火災時の避難誘導上、有効な箇所であり、また生活上うるおいの場であることから、高齢者や障害者などの利用を配慮する。
- (2) 通行動線上には、段差を設けない。
- (3) 屋上を設ける場合には、高齢者や障害者などの利用に配慮する。

【バルコニー】

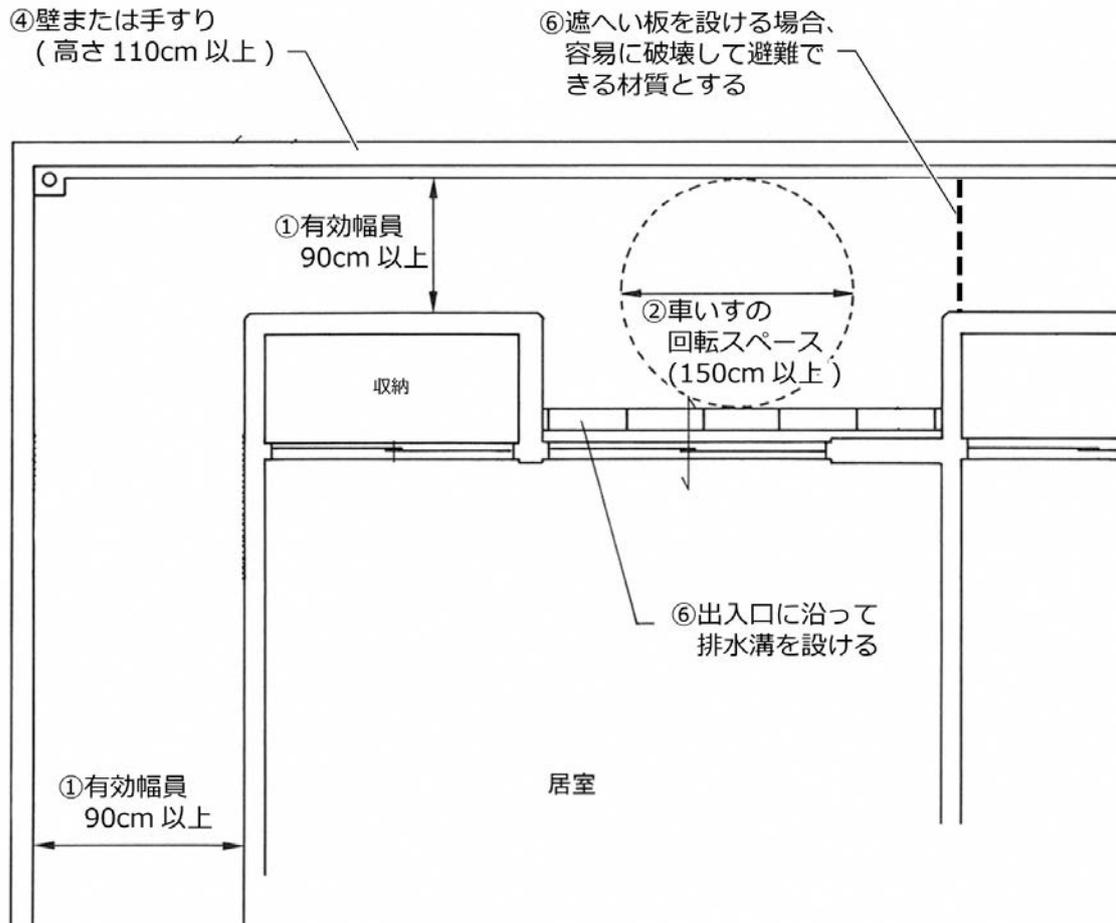
① 幅	→図 I - 59
◎バルコニーの奥行きは、有効幅員 90cm 以上とする。	
② スペース部分	→図 I - 59
○車いすで回転できるスペース(150cm 以上)を確保することが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)】
③ 段差の解消	
◎バルコニーには、段差やその他の障害物を設けない。	【建築標準(屋内の通路)】
④ 手すり	→図 I - 59
◎高さ 110cm 以上の落下防止用の壁、または手すりを設ける。	
○手すりは、車いす使用者の視界確保に配慮することが望ましい。	
⑤ 床仕上げ	
◎床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。	
○視覚障害者にもバルコニーに出たことがわかるよう、室内と床仕上げを変える等の配慮をすることが望ましい。	
⑥ その他	→図 I - 59
◎居室からバルコニーへは、ほとんど段差なしで容易に出られるようにする。この場合雨水侵入を避けるため、出入口に沿って排水溝を設ける。	【建築標準(避難設備・施設)】
◎バルコニー内は、容易に移動できるようにする。	
○屋根またはひさしを設けることが望ましい。	→図 I - 60
○車いす使用者の非常時、緊急時の避難誘導を考慮し、同一階での水平移動や地上など避難階への垂直移動が可能となるよう、必要な措置を考慮することが望ましい。	【建築標準(避難設備・施設)】
◎バルコニーとバルコニーとの間に遮へい板を設ける場合は、非常時、緊急時の際、容易に破壊して避難できる材質とする。	【建築標準(避難設備・施設)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

【屋上】

- 屋上についても、バルコニーに準じた配慮をすることが望ましい。
- 屋上を広場として利用する場合、屋上まで利用できる車いす使用者対応のエレベーターを設けることが望ましい。

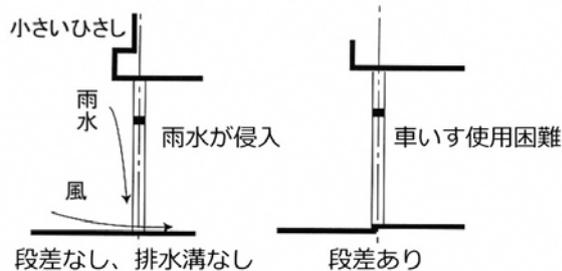
図 I - 59 バルコニーのイメージ



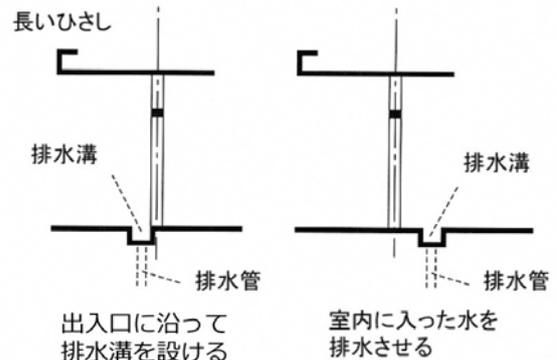
I
公共建築物

図 I - 60 出入口の雨水処理

悪い例



良い例



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

B-10 授乳室・おむつ交換場所・多目的室

整備の基本的な考え方

- (1) 授乳及びおむつ交換のためのスペースを設けることが望ましい。
- (2) 授乳及びおむつ交換のためのスペース以外のほかにも臨機応変に一時的な利用のできる多目的室を設けることも望ましい。

<p>① 配置</p> <p>○母乳及び哺乳びんによる授乳に対応した、授乳のためのスペースを1以上設けることが望ましい。</p>	【県指針(授乳室等)】
<p>② 設備</p> <p>○出入口は、ベビーカーの利用に配慮した幅員と戸の形式とすることが望ましい。</p> <p>○授乳専用の区画を設けてプライバシーを確保しながら複数の親子で同時に利用できるようにすることが望ましい。</p> <p>○世話をする人の男女の別なく共用する時は、個室として施錠できるようにすることが望ましい。</p> <p>○授乳のためのスペースには、おむつ替えのための台等を適切に設けることが望ましい。なお、配置については、男性の哺乳ビンによる授乳時にも利用できるよう、また、ベビーカー等の通行を妨げないように配慮することが望ましい。</p> <p>○授乳のためのいすを設置し、いすは授乳しやすいものとすることが望ましい。</p> <p>○給湯や哺乳ビンの洗浄ができる設備を備えるか、それらができる場所や方法を案内することが望ましい。</p> <p>○授乳のためのスペースの周辺には、荷物置き場を設けることが望ましい。</p>	<p>→図 I-61</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p> <p>【県指針(授乳室等)】</p> <p>【県指針(授乳室等)】</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p> <p>【県指針(授乳室等)】</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p>
<p>③ 表示</p> <p>○出入口付近には授乳のできる場所であることを表示することが望ましい。</p> <p>○男性が哺乳ビンで授乳する場合もあり授乳室が女性専用であるとイメージさせないようにすることが望ましい。</p> <p>○授乳室等が2以上ある場合は最寄りの授乳室やおむつ交換場所を案内表示することが望ましい。</p> <p>○利用にあたっての手引きや連絡方法、室内の配置や利用方法等を点字や触知図などにより案内することが望ましい。</p>	<p>【建築標準(造作・機器)】</p> <p>【県指針(授乳室等)】</p> <p>【県指針(授乳室等)】</p> <p>【県指針(授乳室等)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

○男性の哺乳ビンによる授乳やおむつ替えにも配慮し、授乳やおむつ替えのためのスペースの出入口付近には、内部の設備配置等の状況、男女の入室可否を表示することが望ましい。

【建築標準(造作・機器)】

④ その他

→図 I-61-1

○授乳室やおむつ交換場所とは別に、気分がすぐれなくなったときやパニックになった人などを落ち着かせる(カームダウンの)ための多目的室を設けることが望ましい。(ベッドがあるとより望ましい。)

図 I-61 様々な機能を持つ授乳室のイメージ

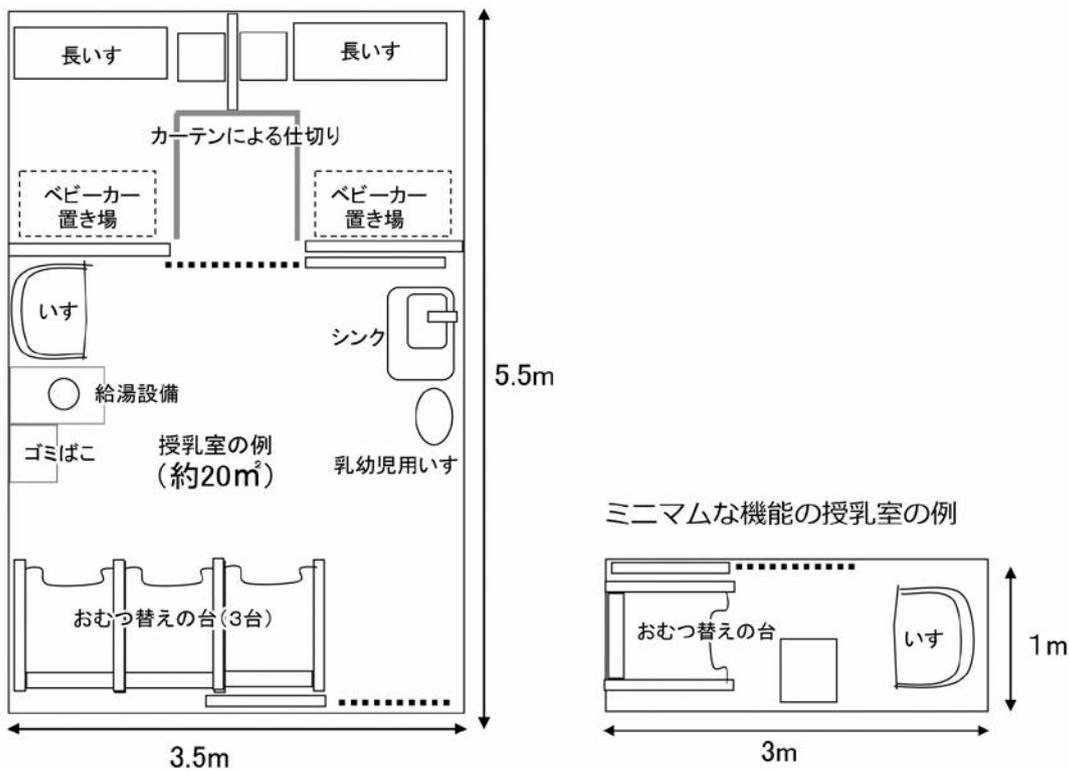


図 I-61-1 カームダウンできるスペースの表示例



【凡例】◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

C-1 カウンター・記載台

整備の基本的な考え方

カウンターや記載台を設ける場合は、高齢者や障害者などの利用に配慮する。

① カウンター・記載台の種類	→図 I-62
○立位で使用するカウンターと高齢者、障害者等が使用できる座位のカウンターの両方を設けることが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】
② 立位のカウンター・記載台	→図 I-62
◎立位で使用するカウンター・記載台は、身体の支えとなるように台を固定する。	【建築標準(造作・機器)】
○視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する場合は、立位で使用するカウンター側に誘導することが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】
③ 座位のカウンター・記載台	→図 I-62
◎座位のカウンター・記載台の高さは、70cm～75cm程度とし、下部に高さ65cm～70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設ける。	【建築標準(造作・機器)】
○車いす使用者が近接できるように、カウンター等の前面に車いす使用者が回転できる十分なスペース(150cm×150cm以上)を確保することが望ましい。	【県指針(カウンター等)】
④ 呼び出しカウンター	→図 I-63
◎呼び出しカウンターにあっては、音声によるほか、文字電光掲示板を設ける。(小規模な建築物等で、窓口から待合スペースに目が届く場合を除く。)	【建築標準(造作・機器)】
⑤ その他	
○いすを設けたり、杖を立てかける場所を設けることが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】
○高齢者や弱視者が字を書くときに必要な明るさを確保するため、手元照明を設けることが望ましい。(明るさをきらう弱視者もいるため、手元でスイッチ操作できるものがよい)	【建築標準(造作・機器)】
○筆談ボードやコミュニケーション支援ボード、筆談が可能なタブレット端末等を常備した案内所等のカウンターには、「筆談で対応します。」「聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります。」という案内や筆談等の支援に関する表示(耳マーク、手話マーク・筆談マーク等)を設置することが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 62 受付カウンターのイメージ

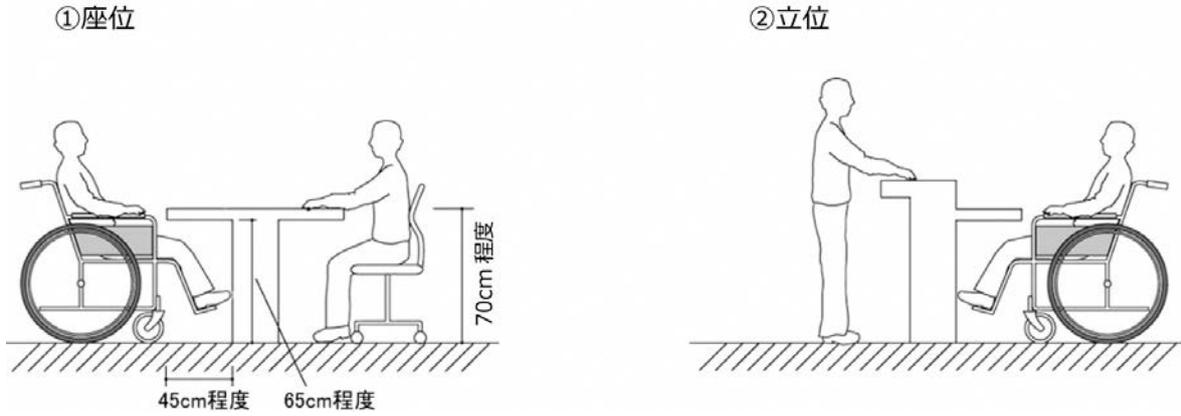
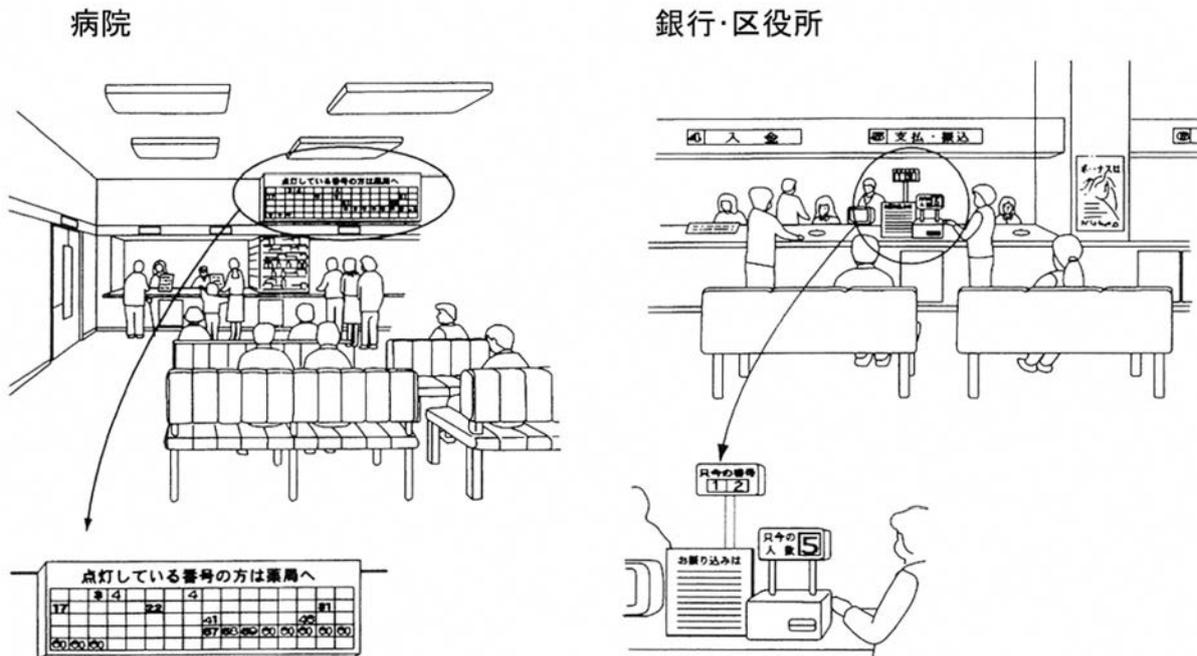


図 I - 63 文字電光掲示板による呼び出しカウンターのイメージ



C-2 公衆電話

整備の基本的な考え方

公衆電話を多数設置する建物においては、建物の目的などを考慮し、玄関ホールなどわかりやすい所に、車いす利用者などの利用に適する公衆電話を1台以上設置する。

<p>① 電話台</p> <p>◎車いす利用者の利用する電話台の高さは、70cm程度とし、下部に車いすのアームレストやひざが入るよう、高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保する。このスペースには、電話帳等を備え付けないようにする。</p> <p>◎車いす利用者の利用する電話台のプッシュホンの中心は、90cm～100cm程度の高さとする。</p>	→図 I-64
<p>② 周囲</p> <p>◎周囲には、車いす利用者が近づけるよう、十分なスペース（車いす利用者が転回できるスペースとして直径150cmの円が内接できる程度）を確保する。</p> <p>◎公衆電話ボックスは、歩道面との段差やその他の障害物がないよう配慮する。</p>	→図 I-65
<p>③ 手すり等</p> <p>○歩行困難者の利用を考慮し、体を支える手すり、または壁面を設けることが望ましい。</p> <p>○いすや手荷物を置く棚など利便性の向上に配慮することが望ましい。</p>	→図 I-65
<p>④ 電話機</p> <p>○電話機を設置する場合は、音声増幅装置が付いた電話機を1つ以上設けることが望ましい。</p> <p>○外国人の利用の多い施設には、英語表示の可能な電話を設けることが望ましい。</p>	→図 I-65
<p>⑤ 表示</p> <p>○テレホンカード、金銭投入口などは点字表示することが望ましい。</p> <p>○電話機の表示を、高齢者や弱視者に配慮し、見やすい位置に掲出することが望ましい。</p>	

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑥ その他

- 携帯電話などが利用できる環境とすることが望ましい。
- 聴覚障害者の利用を考慮し、ファクシミリを設けることが望ましい。この場合、見やすい位置にその旨を表示する。
- 電話機、あるいは電話機の表示は、外部から目立つ位置に設けることが望ましい。

図 I-64 電話台のイメージ

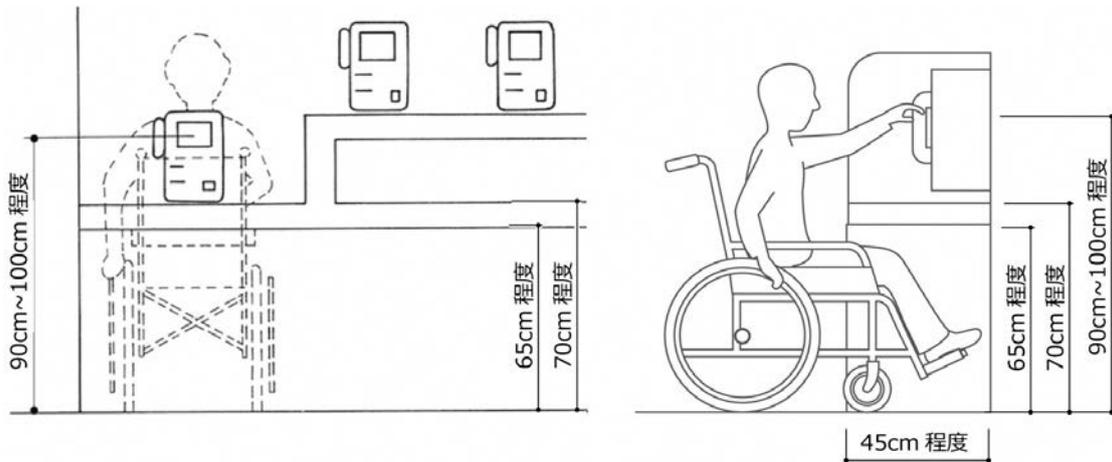
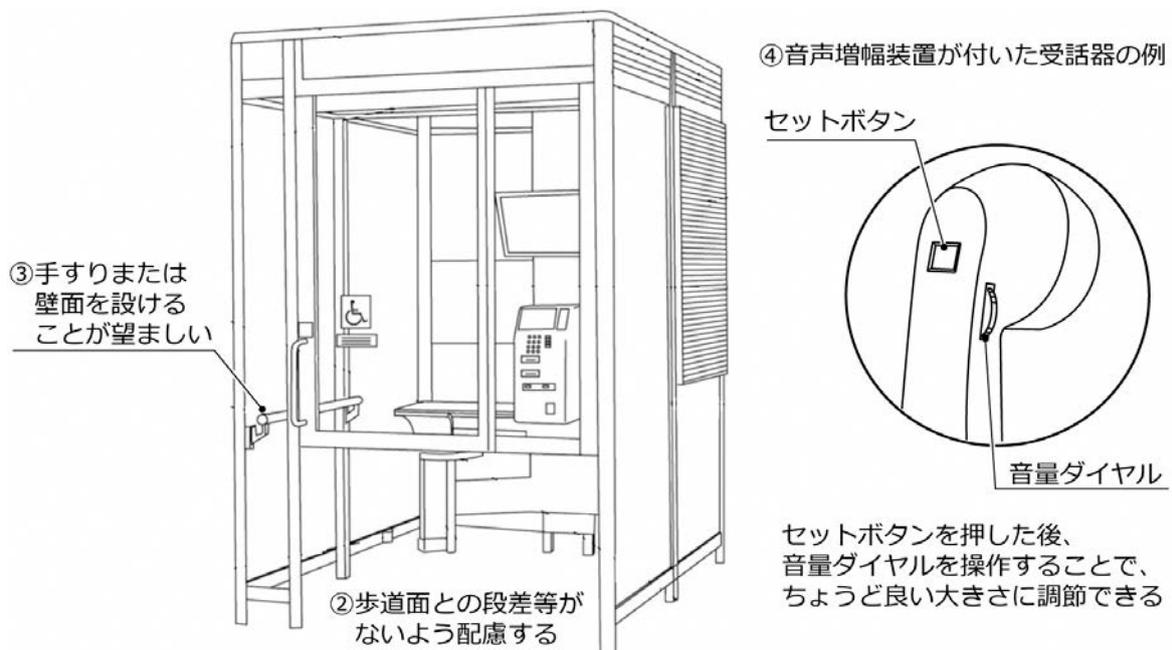


図 I-65 公衆電話ボックスのイメージ



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

C-3 自動販売機・発券機・ATM・水飲み器・ベンチ

整備の基本的な考え方

自動販売機・発券機・ATM・水飲み器・ベンチなどの設備を設ける場合は、車いす利用者などの利用にも十分配慮して設ける。

<p>① 自動販売機・発券機・ATM の共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金銭投入口は硬貨を複数枚同時に入れることができるものとする ことが望ましい。 ○金銭投入口・カード投入口等は周囲と色の明度、色相又は彩度の差 のある縁取りなどにより識別しやすいものとする ことが望ましい。 	
<p>② 自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金銭投入口、操作ボタン及び取出口がそれぞれ、高さ 40cm～110cm の範囲にあるものを選定することが望ましい。 ○車いす使用者に配慮した自動販売機として、高さ 70cm 程度のカウン ターを設置し、そこに金銭投入口、操作ボタン及び取出口を集め たものを選定することも望ましい。 ○操作ボタンには、品目、金額などを点字などで表示することが望ま しい。 ○自動販売機は転倒防止金具により壁に固定することが望ましい。 ○自動販売機の下部には車いすのフットレストが入り込める空間を 設けることが望ましい。 ○価格、冷温表示、操作説明表示等は高齢者や弱視者などに配慮して、 大きく太線の文字の日本語かイラストで表示することが望ましい。 	<p>→ 図 I - 66</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p>
<p>③ 券売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模な市民利用施設においては、車いす使用者や視覚障害者など に配慮した発券機・券売機等を設けることが望ましい。 <p>IV. 公共交通機関 B-3 券売機の項に準じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発券機・券売機等の操作ボタン及び取り出し口等は、それぞれ床か ら高さ 60cm～100cm 程度の範囲とすることが望ましい。 ○卓上に設置する発券機・券売機等の設置台の下部には、車いす使用 者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。 	<p>【建築標準(造作・機器)】</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p>
<p>④ ATM</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ATM は操作部分への車いす使用者の接近しやすさ（足元のスペース 確保）や、見やすさ（画面への映り込みの防止）・タッチパネル等の 操作のしやすさに配慮したものとすることが望ましい。 	<p>【建築標準(造作・機器)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

○視覚障害者等の利用に配慮し、ATMの操作部分には点字を併記するとともに、音声案内による操作が可能なハンドセットを設けることが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】
⑤ 水飲み器	→図 I-67
○水飲み器の形式により、下部に車いすのアームレストが入るスペースを確保することが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】
○水飲み器の給水栓は、センサー式、ボタン又はレバー式とし、足踏み式のものとは併設することが望ましい。なお、使用の始めに勢いよく水がでないよう給水栓を調節する。	【建築標準(造作・機器)】
◎車いす使用者が使いやすいよう高さ70cm～80cmとし、壁付きの場合は奥行き35cm～40cm程度とする。	【建築標準(造作・機器)】
◎飲み口は、上向きとする。	
○給水量の調整ができるものとするのが望ましい。	
○水飲み器には杖をたてかける場所やいすを設けることが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】
○壁から突出している水飲み器は、視覚障害者にとって衝突の危険があるので、アルコーブを設け、その中に設けることが望ましい。	
○セルフサービスの給水器等の設置台の高さは床から70cm～75cm程度、コップ等の高さは床から70cm～75cm程度とすることが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】
○セルフサービスの給水器等の設置台の下部スペースの奥行きは45cm程度とすることが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】
⑥ ベンチ	
◎標準の高さは、40cm～45cmとする。	【公園ガ(ベンチ、野外卓)望】
○杖利用者用ベンチを設ける場合には、標準の高さは、55cmとし前傾させることが望ましい。	
○両端などには、手すりや手すり兼用となるような大きめのひじかけを設けることが望ましい。	【公園ガ(ベンチ、野外卓)望】
⑦ その他	
○自動販売機、発券機、水飲み器、ベンチ、ATMを設ける場合は、周囲に十分なスペース(150cm×150cm以上)を確保し、段差やその他の障害物がないよう配慮することが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】
○自動販売機は非常時や災害時に文字情報を提供できるものが望ましい。	

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 66 自動販売機のイメージ

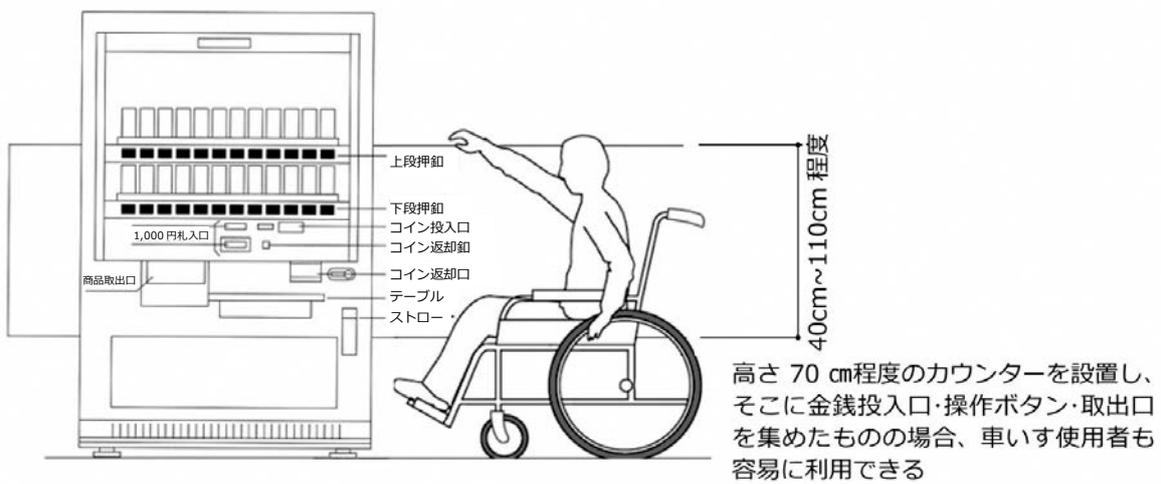
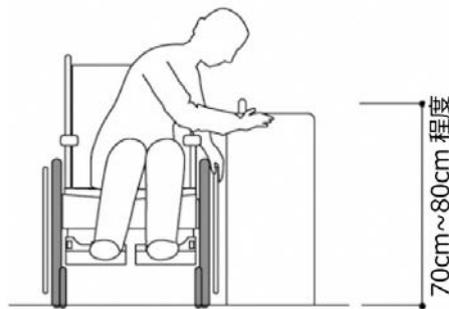


図 I - 67 水飲み器のイメージ



コラム

音声案内機能付き ATM

視覚障害者の利用に配慮した ATM として、装置に装備された受話器（ハンドセット）からの音声案内に従って、受話器の電話配列型テンキーを押すことで取引ができるハンドセット方式が普及しています。点字表示のみの ATM とは異なり、点字を読めない人でも利用できることから、多くの金融機関で普及しています。また、受話器を使用するため、音声案内を第三者が聞き取れないようになっています。

C-4 コンセント・スイッチ・ボタン・インターホン等

整備の基本的な考え方

コンセント・スイッチ・ボタン・インターホン等の位置、形状などについては、車いす利用者などの利用に配慮する。

<p>① 高さ、形状（主として、車いす利用者の利用を前提としたもの）</p> <p>◎コンセント、スイッチ類は、床上 40cm～100cm の間に設ける。</p> <p>◎スイッチ、ボタンなどは、大型で操作が容易なものとする。</p> <p>○スイッチは、大型でパイロットランプ付のものとするのが望ましい。</p> <p>◎車いす利用者専用インターホンは、受話器及び操作部の中心の高さが床上 100cm 程度となるよう設ける。</p>	<p>→図 I-68・図 I-69</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p>
<p>② 表示</p> <p>○視覚障害者にとっては、スイッチ、ボタンなどの用途が判別困難な場合があり、必要に応じて点字表示や手で触知できる浮き出し文字での表示などを行うことが望ましい。</p> <p>○オン・オフが視覚障害者にもわかるようにすることが望ましい。</p>	
<p>③ その他</p> <p>○側面に壁がある場合、車いすでの寄りつきを考慮して、空きを 40cm 以上確保することが望ましい。</p> <p>○同一用途のスイッチ類は建物内で統一したデザインとすることが望ましい。</p> <p>○コンセント、スイッチ類は、周囲の色との対比を明確にし、認識しやすいものとするのが望ましい。</p>	<p>→図 I-70</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 68 コンセント・スイッチ類の高さ

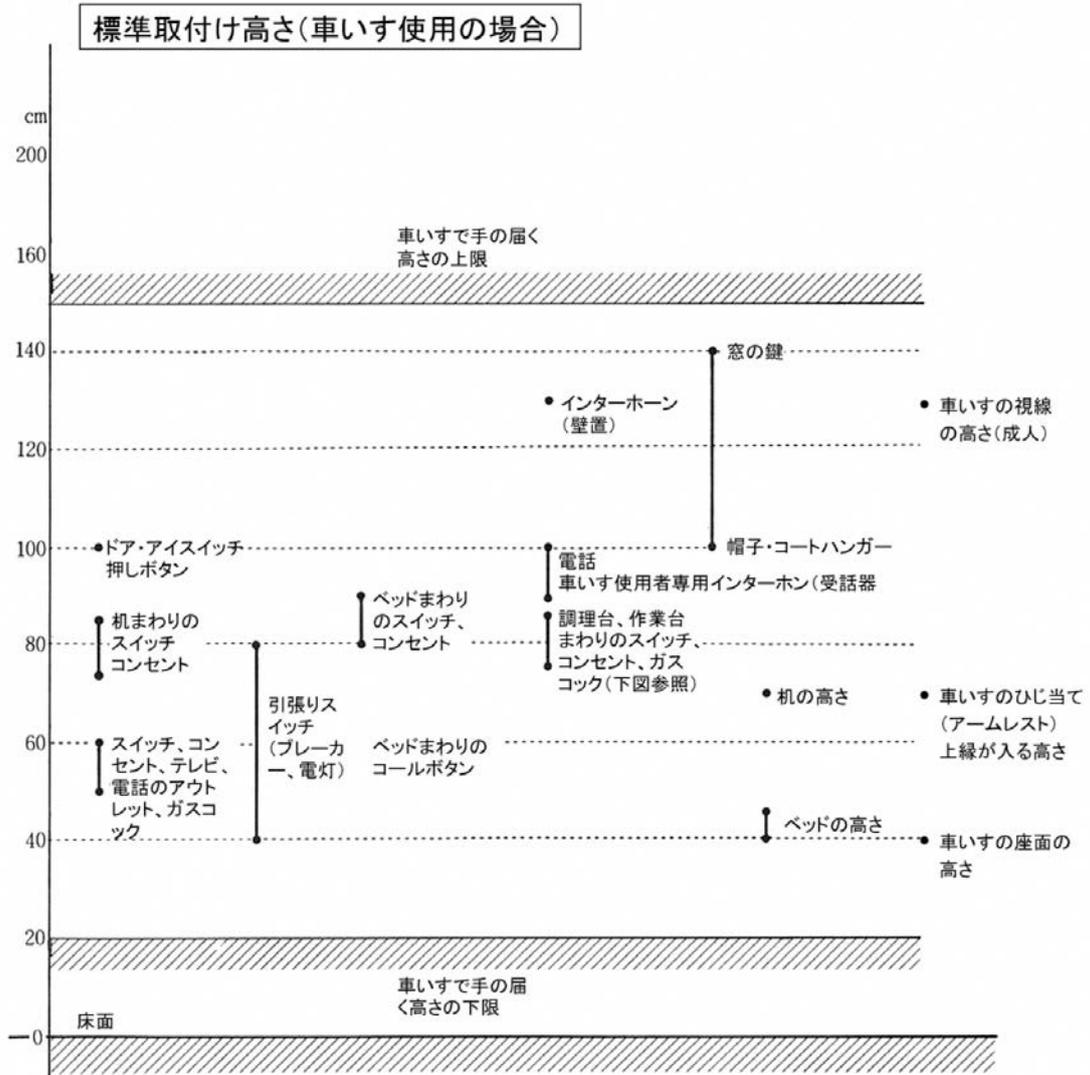


図 I - 69 大型スイッチのイメージ

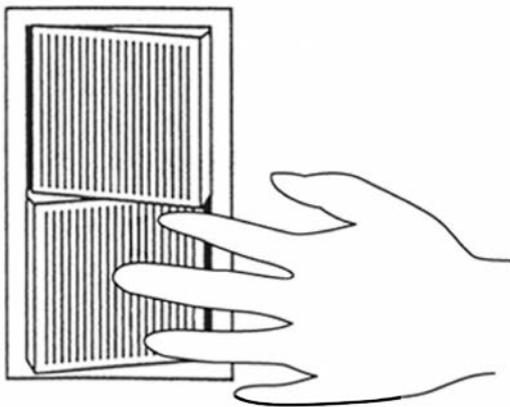
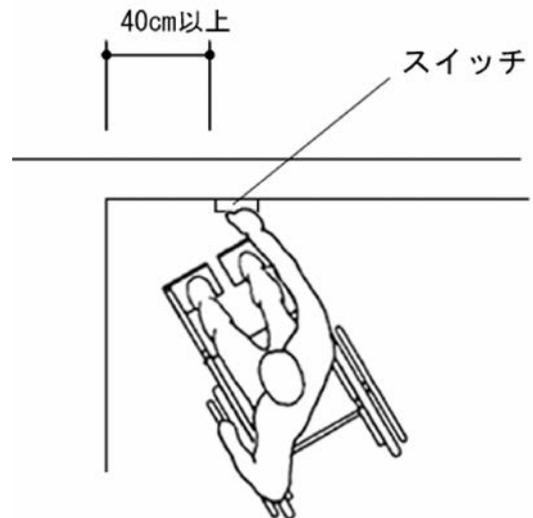


図 I - 70



C-5 緊急時の設備

整備の基本的な考え方

高齢者や障害者などは、火災などの緊急時にはとりわけ避難などの対応が困難になりがちであるため、緊急時、非常時の諸設備を設けるにあたっては、特に高齢者や障害者などへのきめ細かな配慮や工夫が必要である。

<p>① 警報装置等</p> <p>○施設の実態に応じて、警報装置に閃光装置を併設したり、事態の状況を文字により知らせる文字表示装置を設置し、聴覚障害者に対して、火災、非常時であることを知らせることができるよう配慮することが望ましい。</p> <p>○施設の実態に応じて、視覚障害者や聴覚障害者の自力避難を助けるための誘導音装置付き誘導灯や点滅型誘導灯を設けることが望ましい。</p>	<p>→図 I-71・図 I-72 図 I-73</p> <p>【建築標準(避難設備・施設)】</p> <p>【県指針(案内表示)】</p>
<p>② 避難路</p> <p>◎避難路は、可能な限り直線避難路とし、原則として段差のない床面とする。</p>	<p>【建築標準(避難設備・施設)】</p>
<p>③ 非常口扉及び防火戸のくぐり戸</p> <p>◎非常口扉や防火戸のくぐり戸の開口部の有効幅員は、85cm 以上とし、容易に開けることができ、かつ車いす使用者などの通行に支障のないよう下枠や段差を設けない。</p> <p>○非常口扉や防火戸のくぐり戸は一目見てわかる配置・デザインとすることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(屋内の通路)】</p> <p>【建築標準(屋内の通路)】</p>
<p>④ 一時待避スペース</p> <p>○施設規模・用途等を考慮した上で、安全に救助を待つために次のような一時待避スペースを設けることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時待避スペースは、階段の踊り場、階段に隣接したバルコニー、階段付室等の一部に、避難動線の妨げとならないように設け、その旨表示する。 ・一時待避スペースの構造は、十分な耐火性能や防火性能等を有するものとする。 ・一時待避スペースには、車いす使用者が待避するのに十分な空間を確保する。 ・出入口の戸等に一時待避スペースである旨の補足表示板つきの標識及び文字板を設ける。 <p>○一時待避スペースには、助けを求めたり状況を伝えたりするために、中央管理室又は防災センターに連絡可能なインターホンを設けることが望ましい。</p>	<p>→図 I-74</p> <p>【建築標準(避難設備・施設)】</p> <p>【建築標準(避難設備・施設)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑤ 案内表示等

- 非常時、緊急時における視覚障害者の避難、誘導案内などを、施設の実態に応じて、点字案内や声の案内（テープ）などで考慮しておくことが望ましい。
- 聴覚障害者に配慮し、文字表示・図記号等による誘導表示を設けることが望ましい。

【県指針(案内表示)】

【建築標準(避難設備・施設)】

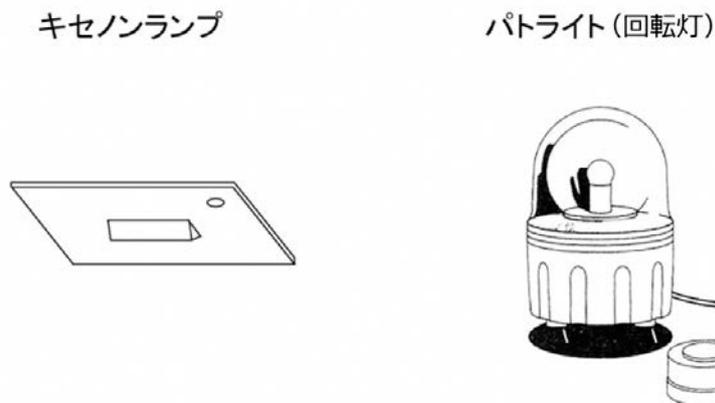
⑥ その他

- 廊下においては、2方向避難路を確保することが望ましい。
- 施設の用途に応じ、使用する寝具類は、防災製品を用いることが望ましい。
- 宿泊施設の客室・寝室においては、聴覚障害者の利用を考慮し、フラッシュライト及びバイブレーターにより情報を伝達する非常警報装置を設置することや貸出しすることが望ましい。
- 緊急通報ボタンを押したことが、音声による案内のほか、フラッシュライト等の点灯等により客室内外で視認できることが望ましい。

【建築標準(客室)】

【建築標準(客室)】

図 I - 71 警報装置のイメージ



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 72 非常口誘導灯のイメージ

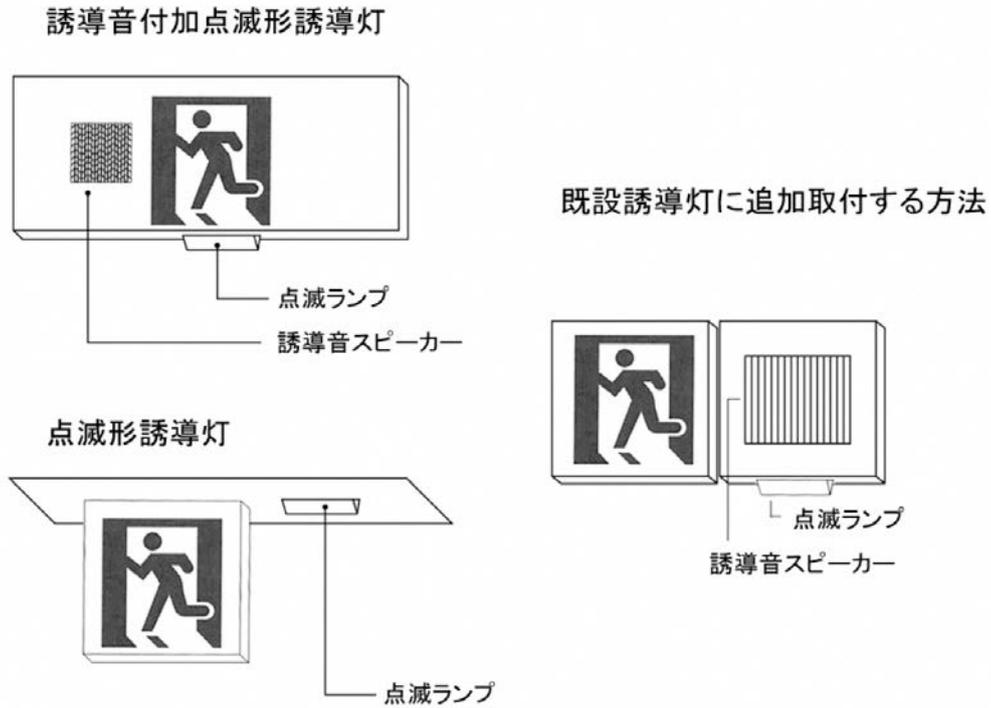


図 I - 73 非常文字表示装置のイメージ

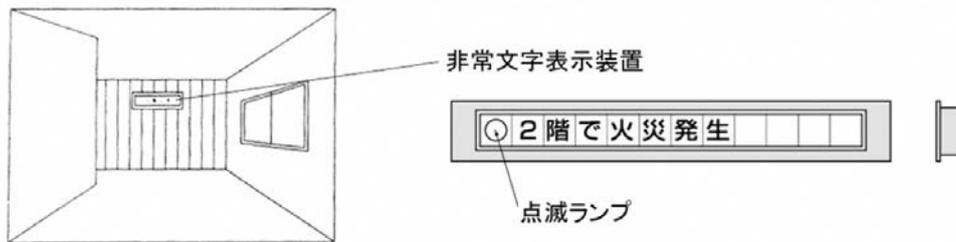
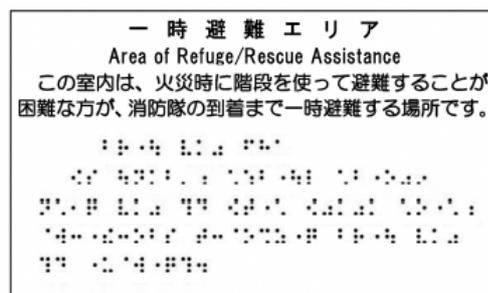


図 I - 74 一時退避スペース表示設備のイメージ

一時避難エリア標識及び補足表示板



一時避難エリアである旨を記した文字板



バリアフリー設備の配置

バリアフリートイレ、車いす使用者用駐車スペース、車いす使用者に配慮された観覧スペースなどのバリアフリー設備は、一定数を設置することにより、誰もが「使える」状態にはなりますが、配置場所を工夫することにより、誰もが「使いやすい」状態という、もう一段階上の効果を得られることができます。

特に、大規模な施設などでは、こうしたバリアフリー設備を多数設置することがありますが、1か所に固めて設置するよりも、より多くの利用者にとってアクセスしやすいように分散して設置する方が使いやすいものとなります。

例えば、バリアフリートイレの場合では、不特定多数の利用階ごとに分散して設置することにより、利用者の上下移動の負担が軽減されます。

車いす使用者用駐車スペースの場合では、敷地内の建物や玄関が複数あるために駐車場が分散して設置されているときには、それぞれの駐車場において車いす使用者用駐車スペースを設置することにより、自分の行きたい建物や玄関の近くにある駐車スペースを選択することができます。

車いす使用者に配慮された観覧スペースの場合では、販売価格、観覧方向、エリアなど異なる区域ごとに分散して設置することにより、他の観客と同様の選択の幅も確保できます。

また、こうしたバリアフリー設備の分散配置は、移動動線の集中を避ける効果もありますし、工事やイベントの開催などで敷地や建物の一部が使用できなくても別の場所にあるバリアフリー設備で対応することもできます。